

7 参考情報

(1) 視覚障害者への情報提供手段

点 字 版	点字で読むことができる方に有効である。
拡 大 版	主に弱視の方に有効。拡大コピー・拡大印刷したものを用意する。
音 声 版	文字情報が録音された音声テープやCD等を用意する。
テキストファイル	音声読み上げソフトで活用できるよう、情報をテキストファイルで提供する。
音 声 コ ー ド (S P コ ー ド)	視覚障害者用活字文書読み上げ装置で読み取ることができる音声コード(文字情報をデジタル情報に変換した二次元コード)を紙面に添付する。
配 色 の 配 慮	色弱の方に有効。代表的な例では、赤系統と緑系統の色の区別が付きにくい方がいる。色の組み合わせに注意し、「暖色系と寒色系」「明るい色と暗い色」を対比させると識別しやすい。 また、色だけに頼るのではなく、下線やドットを入れる等、色以外の情報を付加すると識別しやすくなる。 参考情報 みやこユニバーサルデザイン「わかりやすい印刷物の作り方」 http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000179091.html

(2) 聴覚障害者のコミュニケーション手段

筆 談	紙やメモボード、手のひらに文字を書いて伝える。
手 話	手や指などの動き、顔の表情で表現する言語。
口 話	相手の口の動きから話を読む。
要 約 筆 記	話の内容を手書き又はパソコンを用いて、要約してその場で伝える。

※ 点字資料、テープ版及びデージー版の作成や手話通訳者、要約筆記者の派遣については、イントラネットの障害保健福祉推進室のページ「視覚障害のある方への配慮」、「聴覚障害のある方への配慮」に掲載しています。

(3) 盲ろう者のコミュニケーション手段

視覚と聴覚の活用が難しい盲ろう者は「手で触れる」「手に書く」など、少し見える人は筆談や手話、少し聞こえる人は補聴器などを使用して音声でコミュニケーションをとります。

		手話 _{をもとに}	指文字 _{をもとに}	点字 _{をもとに}	文字 _{をもとに}	音声 _{をもとに}
使用する感覚	触る	触手話	日本製式 指文字 ローマ字式 指文字	指点字 点字筆記	手書き文字	
	見る	弱視手話	指文字		文字筆記(筆談)	
	聴く					音声

(参考) 東京盲ろう者友の会のホームページ <http://www.tokyo-db.or.jp/>

(4) 合理的配慮の参考になる冊子等

○心のバリアフリーハンドブック（都市計画局歩くまち京都推進室）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000164199.html>

公共施設，公共交通での「心遣い」「お手伝い」のほか，知的障害や精神障害のある方の特徴や対応についても記載しています。

○わかりやすい情報発信の手引き（保健福祉局保健福祉総務課）

庁内向けに，印刷物，ホームページ，イベントの開催等による情報提供を想定し，視覚や聴覚に障害のある方などを含む，より多くの人に必要な情報が分かりやすく伝わるよう，配慮すべき事項を示しています。

イントラネットの障害保健福祉推進室のページに掲載しています。

○京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例 心のバリアフリーハンドブック（京都府）

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/jyorei.html>

障害の種別ごとに特徴，コミュニケーションのポイント，配慮の例などが分かりやすくまとめられています。

○公共サービス窓口配慮マニュアル（内閣府）

基本的な点字，手話・指文字，筆談のコツ，基本的な介助方法なども記載しています。

イントラネットの障害保健福祉推進室のページに掲載しています。

○合理的配慮サーチ（合理的配慮等具体例データ集）（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

障害種別ごと，生活の場面ごとの具体例を検索・一覧できるデータベースです。

○わかりやすい情報提供のガイドライン

（全国手をつなぐ育成会「知的障害のある人の合理的配慮」検討協議会）

<http://zen-iku.jp/info/release/3084.html>

知的障害のある方に向けた分かりやすい文章と，理解を補助するためのレイアウトなどについて書かれています。

(5) 事業者のための対応指針

国が事業者向けに作成した対応指針（ガイドライン）をいくつか挙げます。合理的配慮等の具体例も記載されていますので、参考にしてください。

各省庁が作成した対応指針は、内閣府のホームページに掲載しています。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針

〔特色〕学校教育分野，スポーツ・文化芸術分野における留意点を記載しています。

○障害者差別解消法 福祉事業関係事業者向けガイドライン（厚生労働省）

○障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン（ 〃 ）

○障害者差別解消法 衛生事業者向けガイドライン（ 〃 ）

○障害者差別解消法 社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドライン（ 〃 ）

〔特色〕「障害特性に応じた対応について」という項目を設け、具体的な対応例も記載しています。

○国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針

〔特色〕鉄道事業，バス事業を含む主な9事業について，事業ごとに不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例を記載しています。

(6) 障害に関するマーク

<p>障害者のための国際シンボルマーク</p>		<p>障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。このマークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 〔関連機関〕 (公財) 日本障害者リハビリテーション協会</p>
<p>身体障害者標識</p>		<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは、禁止されています。 〔関連機関〕 警察庁、京都府警本部</p>
<p>聴覚障害者標識</p>		<p>政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車への幅寄せや割り込みは、禁止されています。 〔関連機関〕 警察庁、京都府警本部</p>
<p>視覚障害者のための国際シンボルマーク</p>		<p>世界盲人連合で1984年に制定された視覚障害者のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。 〔関連機関〕 (福) 日本盲人福祉委員会</p>
<p>耳マーク</p>		<p>聴覚障害があることを示す、国内で使用されているマークです。聴覚障害のある人は外見からは分からないため、聴覚障害への理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。 〔関連機関〕 (一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
<p>ほじょ犬マーク</p>		<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもとより、デパートやレストラン等の施設や一定規模以上の民間事業所で補助犬が同伴できることとなっています。 〔関連機関〕 厚生労働省社会・援護局企画課自立支援振興室</p>
<p>オストメイトマーク</p>		<p>人工肛門・人工膀胱を使用している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 〔関連機関〕 (公社) 日本オストミー協会</p>
<p>ハート・プラスマーク</p>		<p>身体内部に障害のある方を示す、国内で使用されているマークです。 内部障害(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能)のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障害への理解と配慮を求めているものです。 〔関連機関〕 (NPO) ハート・プラスの会</p>
<p>障害者雇用支援マーク</p>		<p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が、障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 〔関連機関〕 (公社) ソーシャルサービス協会</p>

